

主要改正項目および実施スケジュール

施行日	保険料負担関連	年金給付関連	その他
2004.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基礎年金国庫負担率の引上げ開始（2009年度までに引上げ完了）</li> <li>●厚生年金保険料率を0.354%引上げ（以降毎年9月に0.354%ずつ引上げ、2017年9月以降は18.3%）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マクロ経済スライド方式による年金額の調整方法導入（当面はスライド特例額を支給）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●給付と負担が概ね100年間均衡する財政方式を導入</li> <li>●被保険者の資産・収入について調査する権限を強化</li> <li>●標準報酬月額・標準賞与額の上限の改定方法の変更</li> </ul>
2005.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民年金保険料月額を280円引上げ（以後毎年4月に280円引上げ、2017年度以降は16,900円/2004年度価格）</li> <li>●30歳未満の就職困難者等の保険料納付猶予制度の創設（2015年6月までの措置）、他免除制度の見直し</li> <li>●育児休業中の保険料免除期間を子が3歳に達するまで延長</li> <li>●育児休業後の標準報酬月額改定要件が緩和される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●65歳未満の在職老齢年金で一律2割支給停止措置の廃止。調整の基準となる金額を自動改定する制度を導入</li> <li>●国民年金・厚生年金の脱退一時金額の自動改定</li> <li>●老齢厚生年金の定額部分について、被保険者期間の上限引上げ</li> <li>●子が3歳に達するまでの育児期間については、報酬の低下がなかったものとして年金額を計算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第3号被保険者の未届期間について救済開始</li> <li>●1965年4月1日以前生まれで受給資格期間を満たしていない人は、70歳まで国民年金加入可能になる</li> <li>●厚生年金基金の免除保険料率の凍結解除</li> <li>●厚生年金基金が解散する場合の特例措置を導入（3年間の時限措置）</li> </ul>
2005.10			<ul style="list-style-type: none"> <li>●確定拠出年金の中途引き出し要件緩和</li> <li>●企業年金間で年金資産の持ち運びが容易になる</li> </ul>
2006.4		<ul style="list-style-type: none"> <li>●支給事由発生日が2016年4月1日前にある障害または遺族基礎年金は直近1年間に保険料未納がなければ支給（特例の延長）</li> <li>●65歳以降の障害基礎</li> </ul>	

		年金と老齢または遺族厚生年金の併給が可能になる	
2006. 7	● 国民年金保険料の3/4、1/4免除制度を創設		● 算定基礎日数を20日から17日に変更
2007. 4		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受給権者の申し出により年金給付の支給停止が可能になる</li> <li>● 65歳以降の老齢厚生年金につき、繰下げ受給制度を導入</li> <li>● 70歳以上の在職老齢年金制度の導入（保険料徴収なし）</li> <li>● 65歳以上の妻の遺族厚生年金の支給方式の変更</li> </ul> <p>子のいない30歳未満の妻の遺族厚生年金は5年の有期年金に 中高齢寡婦加算は夫の死亡当時40歳以上の妻等に支給</p>	● 離婚した夫婦の年金権を合意のうえ分割できる制度の導入
2008. 4			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 離婚等の場合、第3号被保険者だった期間について扶養者の厚生年金を分割できる制度の導入</li> <li>● 被保険者へポイント制による情報提供開始</li> </ul>

